

洲本市立加茂小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法：平成25年9月28日施行」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

全ての教職員は「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という認識に立ち、全ての児童を対象に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

なお、「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立ち行うものとする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、各学年生活指導担当教諭、養護教諭により、普段の生活指導及び課題解決の対策のために組織する。各児童に係る指導や現状について情報を交換し、適切な指導および措置を講ずる。

(2) いじめ対応チーム

校長、教頭、主幹教諭、生活指導担当、養護教諭、該当児童在籍学級担任、スクールカウンセラーにより、いじめ防止および解決の対策のために組織する。いじめ問題について定期的かつ必要に応じて対策を協議し、防止策および解決策の実効的な措置を講ずる。

(3) 職員会議

定例または臨時の会において、配慮を要する児童に係る現状や指導について、協議および情報を交換して共通認識を図り、学校全体での指導及び措置を講ずる。

3 いじめ未然防止のための取組み

(1) 学級経営の充実

- ア アンケートや観察等による児童の実態を把握し、児童同士の人間関係に配慮した学級経営に努める。
- イ 分かる・考える授業の実践に努め、児童一人ひとりが達成感や充実感をもてるよう努める。
- ウ 児童が互いに認め合える集団づくりができるよう、各教科および特別活動における指導の工夫に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ア 道徳の授業を充実させ、児童の道徳および倫理意識を向上させる。
- イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ア 職員研修において児童心理や児童理解について学習や協議、事例研究を行い、考察および対応策を研究する。
- イ 「なかよしアンケート」の結果に応じて教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ウ スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

他学年との交流を通して、協力・協調することを学習し、他者とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

児童のインターネットに関する使用状況調査で現状を把握するとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園、保育所・園との連携をすすめながら情報交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、洲本市教育委員会、市家庭児童相談室、県中央子ども家庭センター等の関係機関と連携し、問題解決に臨む。

(2) 「なかよしアンケート」の実施

定期的に実施し、児童の現状を探る。回答結果をもとに、一人ひとりの児童と直接対話により、その心情と現状を把握する。

(3) 観察と対話

休み時間や放課後、課外活動での児童の様子を観察したり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめ対応チームで対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導および保護者への助言を行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、改善されるまで別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するため、必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為の疑いがあるいじめについては、洲本市教育委員会及び洲本警察署等関係機関と連携し対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、洲本市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 洲本市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切な連携をとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。